別表七の二付表三の記載要領等一号中「（連結欠損金の繰越し）」の次に「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の９第１項（連結欠損金の繰越し）」を加え、同項一号から五号までを次のように改める。

２　震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「控除前連結所得金額（別表四の二「49の①」）　(1)」の欄（第４号において読み替えて適用する場合を含む。）には、別表四の二「49の①」の外書の金額を「別表四の二「49の①」」の金額に加算した金額を記載すること。

(2)　「調整前当期控除額　(当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　⑾」の欄（第４号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算して計算すること。

３　震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「控除前連結所得金額（別表四の二「49の①」）　(1)」の欄（次号において読み替えて適用する場合を含む。）には、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二「49の①」の金額を記載すること。

(2)　「調整前当期控除額　(当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　⑾」の欄（次号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、「別表四の二付表「49の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二付表「49の①」の金額とすること。

４　別表七の二付表三「11」又は「23」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「控除前連結所得金額（別表四の二「49の①」）　(1)」及び「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「49の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　⑾」の各欄は、それぞれ「控除前連結所得金額（別表四の二「49の①」－（別表七の二「13」＋「14」））　(1)」及び「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「49の①」－（別表七の二付表三「11」＋「23」）－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　⑾」として記載すること。

５　「連結所得金額控除限度額　(1)×80又は100／100　(2)」の欄は、法第81条の９第８項各号に掲げる連結親法人以外の連結親法人の平成24年４月１日以後に開始する連結事業年度（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第22条第２項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には、同日以後最初に開始した連結事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各連結事業年度を除く。）にあつては「又は100」を消し、その他の連結事業年度にあつては「80又は」を消すこと。

６　別表七の二付表三「12」又は「24」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「21」）　(9)」及び「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の⑭）又は別表七の二付表二「21の内書」）　⑽」の各欄は、それぞれ「控除未済連結欠損金個別帰属額（（（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「21」）「30」）　(9)」及び「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（（前期の⑭）又は別表七の二付表二「21の内書」）－別表七の二付表三「27」）　⑽」として記載すること。